

各位

2026年5月7日  
株式会社ストラテジックキャピタル  
代表取締役 丸木強  
MAIL : info@stracap.jp

日産車体株式会社（東証スタンダード：コード7222）への  
株主提案及び特集ページの開設について

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、ファンド及び弊社（以下「提案株主」と総称します。）は、日産車体株式会社（以下「当社」といいます。）の議決権を300個以上6か月前から引き続き保有しています。

提案株主は、今般、当社に対し、来る6月開催予定の当社の定時株主総会において株主提案権を行使する書面を送付し、特集ページを公開いたしましたので、本件を公表いたします。株主提案の詳細な説明は、本プレスリリースの添付資料1又は特集ページ（<https://stracap.jp/7222-NISSANSHATAI.pdf>）をご参照ください。

以上

（添付資料1）日産車体株式会社に対する株主提案に関する説明資料

（添付資料2）提案株主が提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）



Strategic Capital  
株式会社 ストラテジックキャピタル

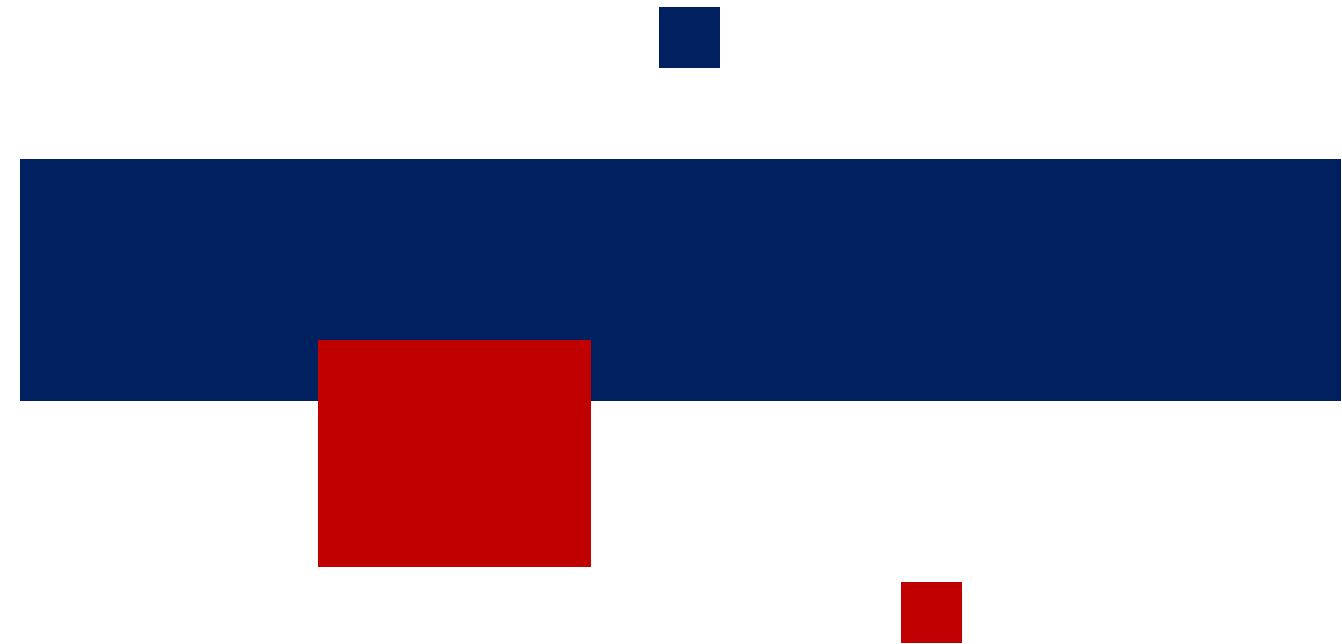
---

# 日産車体株式会社に対する 株主提案に関する説明資料

2026年5月7日

株式会社ストラテジックキャピタル

---



## ディスクレーマー

---

- 本資料は株式会社ストラテジックキャピタル（以下「弊社」といいます。）独自の分析、アクティビスト活動を通じて得た情報及び企業等によって公表された情報のみに基づき作成されています。本資料に掲載された情報及び資料は、弊社が信頼でき、最新であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社は、明示又は黙示を問わず、その正確性、有効性又は完全性を保証するものではなく、この情報を用いて行う判断の一切について責任を負うものではありません。弊社は、本資料において提供される情報及び見解を更新する義務を負わないものとします
- 本資料の内容に関する著作権その他一切の権利は、弊社に属しています。電子的方法又は機械的方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製、引用、転載又は転送等を行うことはできません

# 弊社からの提案内容

1

## 株主提案①：別途積立金の取り崩し

- **議案要旨**：日産車体株式会社（“日産車体”）の別途積立金（2025/3期末時点で228億48百万円）の全額を、繰越利益剰余金に振り替えること
- **目的**：別途積立金とするメリットは無い一方で、剰余金処分の柔軟性を損なうという明確なデメリットが存在している。実際に次号議案によって配当される金額は、別途積立金を取り崩されなければ1株当たりの配当金額が168円減少するため、速やかに別途積立金を取り崩すべき。

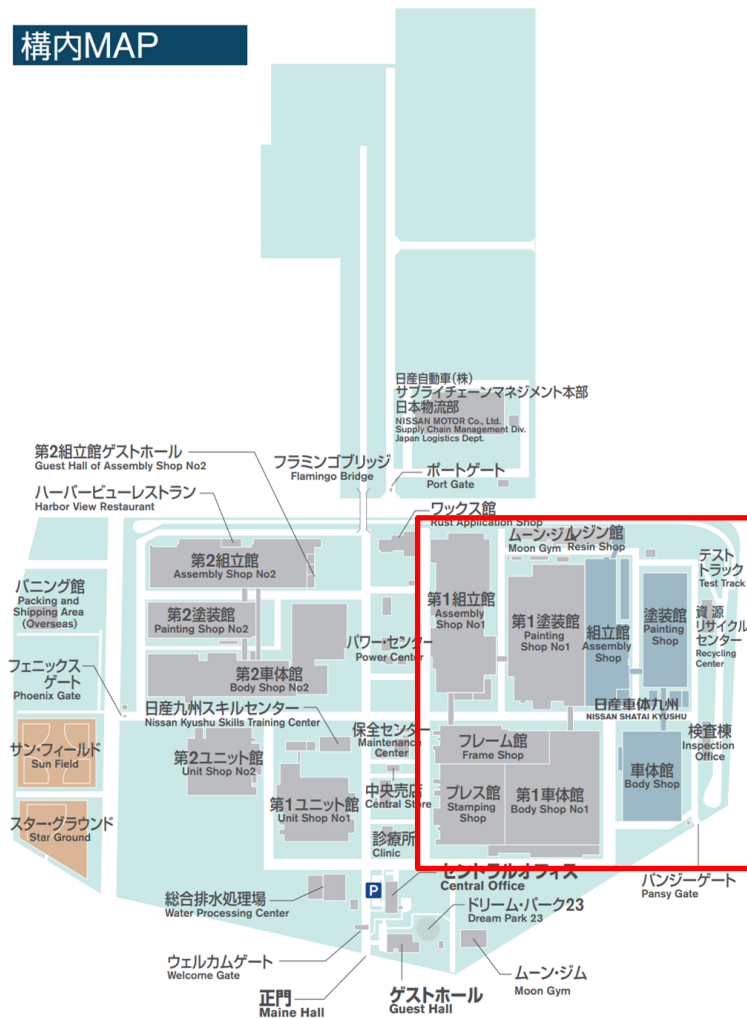
2

## 株主提案②：分配可能額全額の配当

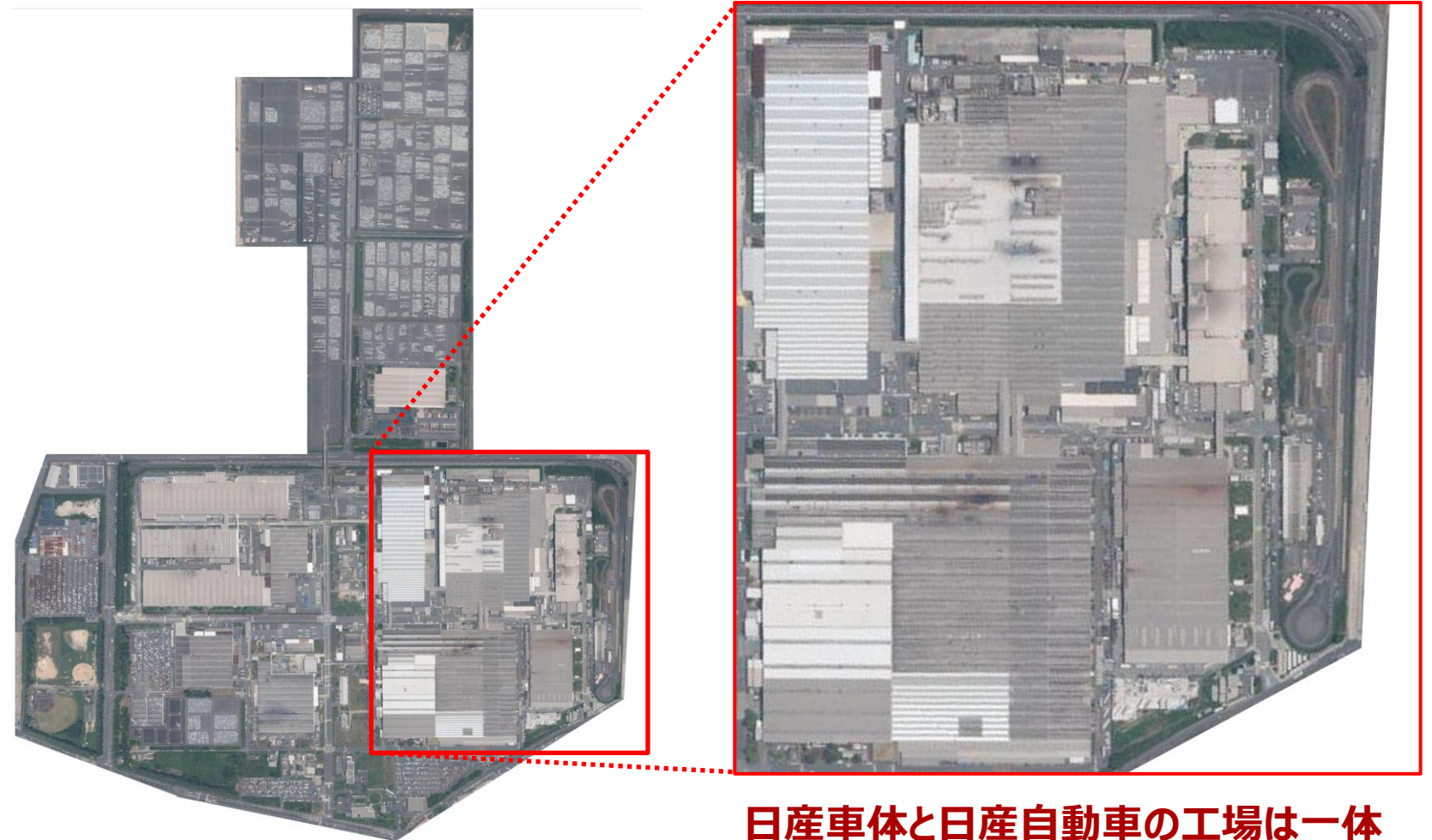
- **議案要旨**：日産車体の分配可能額の全額を特別配当に充当すること
- **目的**：そもそも日産車体は日産自動車株式会社（“日産自動車”）の工場に過ぎず、本来は非公開化されるべきであるにもかかわらず上場を維持し、さらには少数株主の利益と権利を毀損し続けている。仮に上場を維持するのであれば、日産自動車の信用補完とCMSを活用し、一切の内部留保を行わずに最大限の配当を行うべき。

# 日産自動車にとって日産車体は独立した取引先ではなく、工場の中のさらに一区画に過ぎない

## 日産自動車九州工場の構内MAP



## 日産自動車九州工場の衛星写真

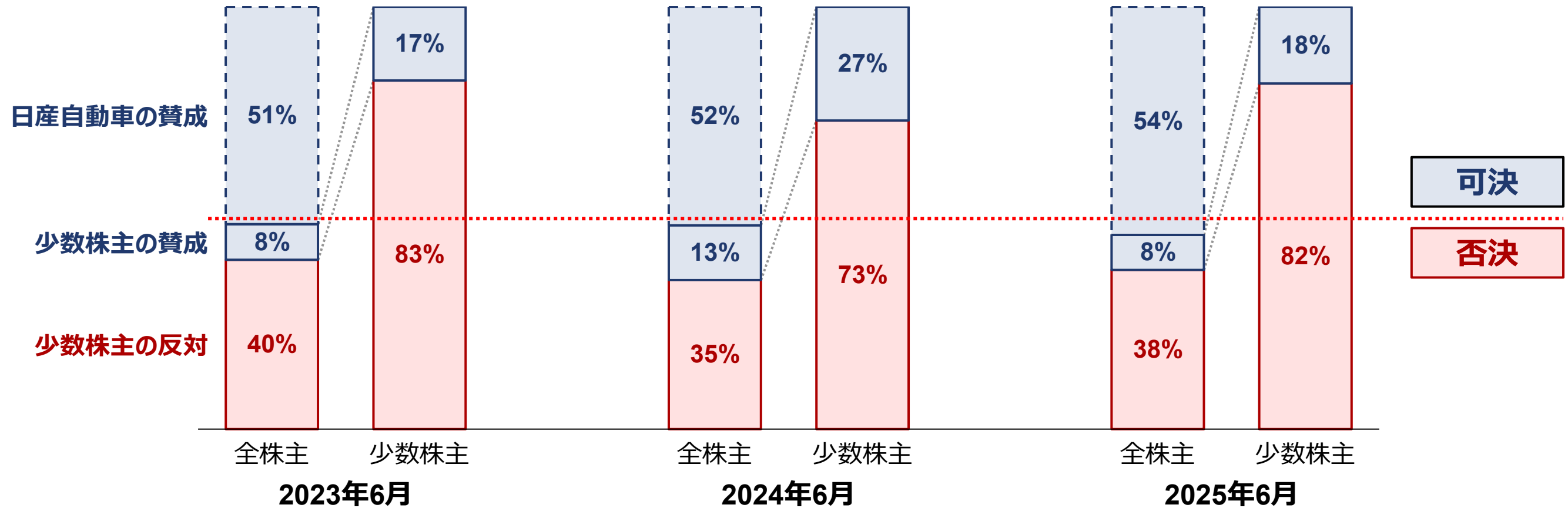


**日産車体と日産自動車の工場は一体であり”独立した上場企業”たり得ない**

出所：日産自動車九州の開示資料及び国土地理院地図より弊社作成

# 少数株主の大多数が日産自動車OBの富山社長に反対しているが日産車体は無視し続けている

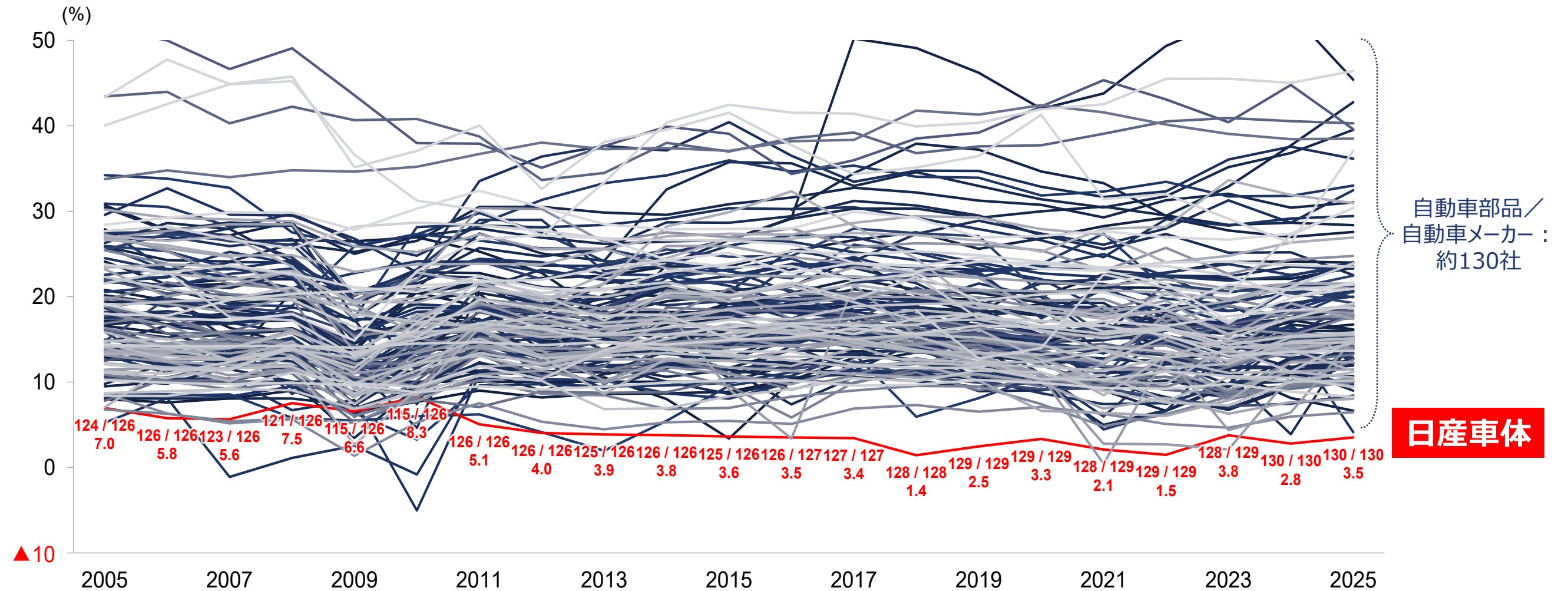
## 富山社長の取締役選任議案に対する議決権行使結果



出所：臨時報告書及び有価証券報告書より弊社作成

# 売上総利益率は「業界最低」が常態化

自動車部品／自動車メーカーの売上総利益率一覧（赤が日産車体、数値は日産車体の順位／集計対象社数と売上総利益率）

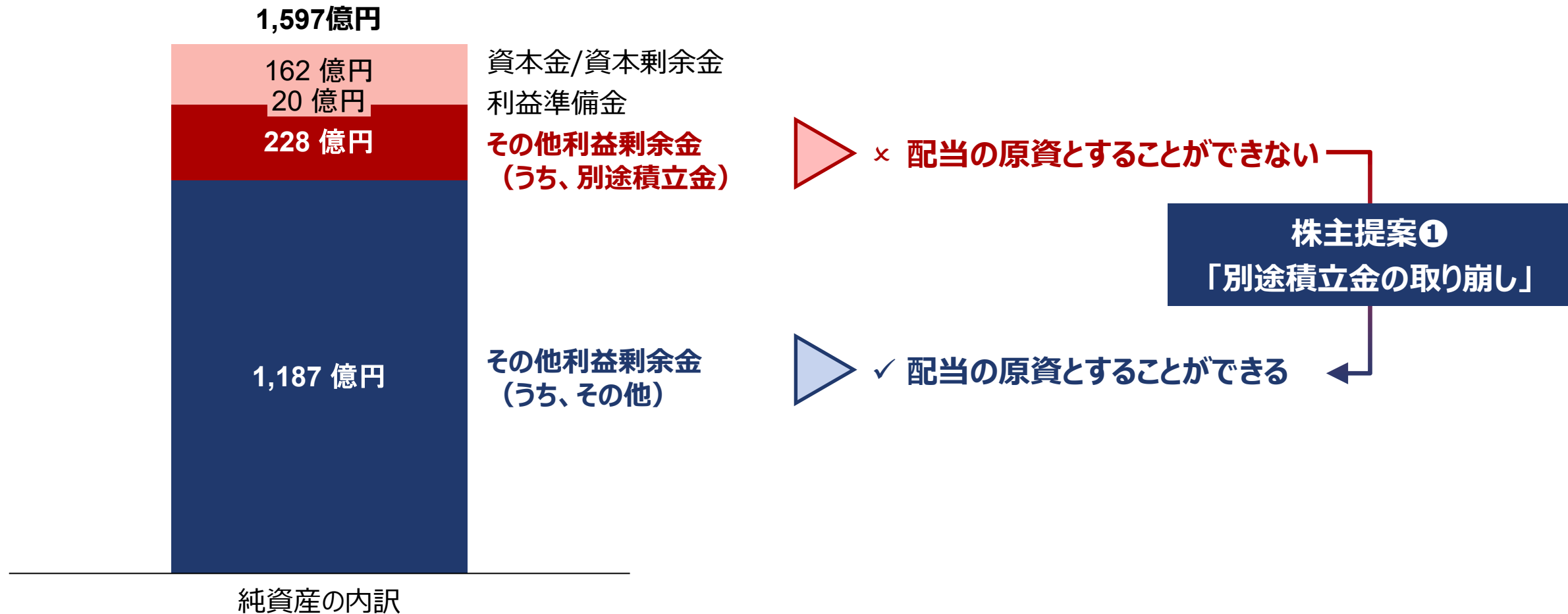


出所：QUICK Workstation (Astra Manager) より弊社作成

# 株主提案①

## 日産車体の純資産のうち、配当への充當に制限がある別途積立金を取り崩す

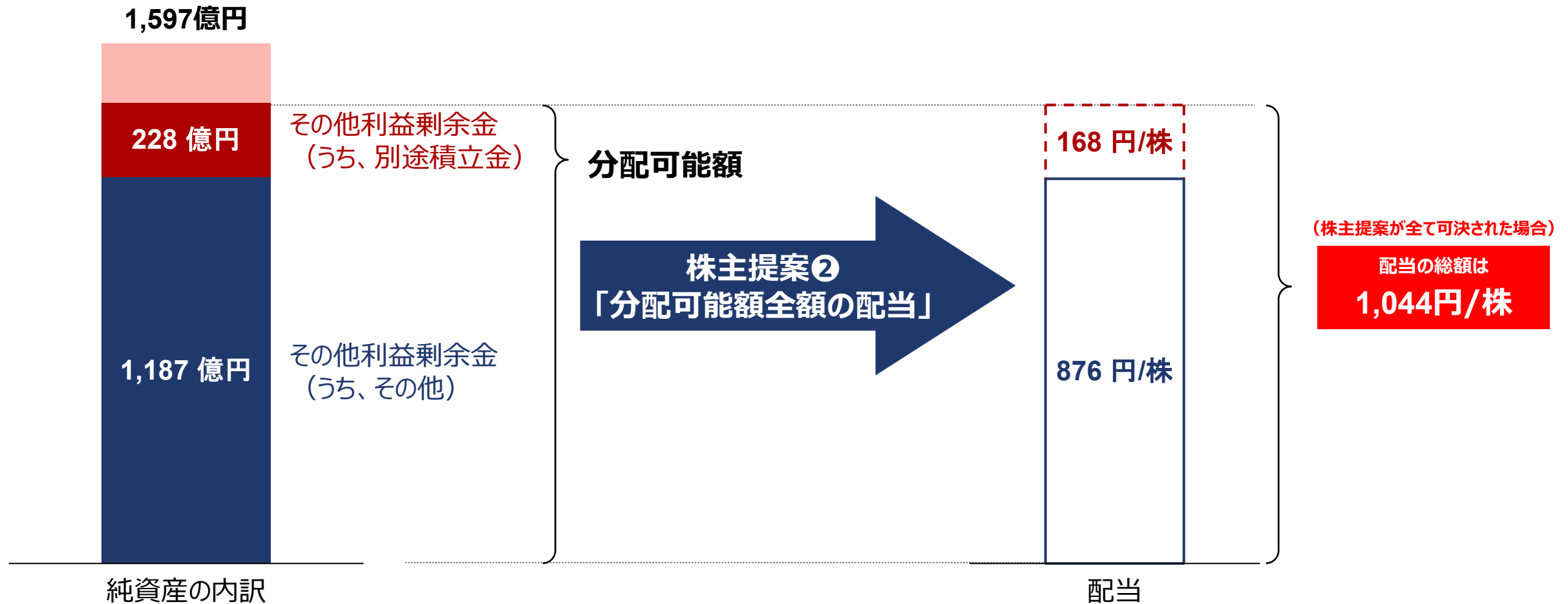
### 日産車体の単体純資産（2025/3期）



出所：有価証券報告書より弊社作成

# 株主提案② 日産車体の分配可能額の全額を配当する

## 日産車体の単体純資産（2025/3期）



出所：有価証券報告書より弊社作成。配当金額は2025年3月期末における単体の買換資産圧縮積立金、圧縮積立金、別途積立金及び繰越利益剰余金の総額を分配可能額と仮定し、また、2025年12月末における発行済株式数から自己株式数を控除した株式数を配当対象株式数と仮定して試算した場合の試算値

## 株主提案に対するFAQ

**(Q) 巨額の配当によって財務健全性が損なわれ、日産車体の信用が低下するのではないか？**

**(A)** 日産車体は日産自動車の工場の一区画であり、元から「日産自動車の信用」に完全に依存している。従って、「日産車体の信用」がそもそも存在しない

**(Q) 巨額の配当によって必要な投資ができなくなるのではないか？**

**(A)** 日産車体は日産自動車のCMSに参加しているので、日産自動車から低金利での資金調達が可能

**(A)** そもそも日産車体は日産自動車の工場の一区画なので日産自動車が責任を持って設備投資を行うべき



Strategic Capital

株式会社 ストラテジックキャピタル

(添付資料2) 提案株主が提案する議題の内容(全文)及び理由(全文)  
※日産自動車株式会社は「日産」としている。

## 第1 提案する議題

1. 剰余金の処分の件(別途積立金の取り崩し)
2. 剰余金の処分の件(特別配当)

## 第2 提案の内容

株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。また、1株当たり連結純資産の計算においては、発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定する。

1. 剰余金の処分の件(別途積立金の取り崩し)

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

項目: 別途積立金

金額: 228億48百万円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

項目: 繰越利益剰余金

金額: 228億48百万円

ただし、本定時株主総会において決議される本議案以外の積立金の取り崩しに係る剰余金処分案(以下「その他積立金取り崩し議案」という。)に基づき別途積立金が減少する場合、

(1) 及び(2)に記載の金額228億48百万円は、228億48百万円から、その他積立金取り崩し議案に基づく別途積立金の減少金額を控除した金額に読み替える。

本議案は、本定時株主総会にその他積立金取り崩し議案が提案された場合、これらの提案とは独立かつ両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 剰余金の処分の件(特別配当)

以下の通り剰余金の配当を行う。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社の普通株式1株につき、本定時総会の開催日の翌日における会社法461条に定める分配可能額(第1号が可決されて別途積立金が取り崩された場合、増加した繰越利益剰余金を

加算したもの)から本定時株主総会において当社の提案する剰余金処分に関する議案(以下「会社利益処分案」という。)に基づき配当される剰余金の総額を控除した金額を、本定時株主総会の議決権の基準日現在の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数(以下「本議案配当対象株式数」という。)で除した金銭(1円未満切り捨て。以下「本議案配当金額」という。)を配当する。

本議案配当金額の総額は、本議案配当対象株式数に本議案配当金額を乗じた額となる。

なお、2025年3月期末における単体の買換資産圧縮積立金、圧縮積立金、別途積立金及び繰越利益剰余金の総額を分配可能額と仮定し、また、2025年12月末における発行済株式数から自己株式数を控除した株式数を本議案配当対象株式数と仮定して試算した場合、本議案配当金額は、1株当たり1044円となる。

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、本定時株主総会に会社利益処分案が提案された場合、当該提案とは独立かつ両立するものとして、追加で提案するものである。

## 第3 提案の理由

### 1. 剰余金の処分の件(別途積立金の取り崩し)

本議案は、別途積立金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることを目的とするものである。当社は別途積立金として約228億円を積み立てているが、最後に別途積立金の取り崩しが決議されたのは2002年6月に開催された株主総会であり、20年以上の長期にわたり、その存在意義が説明されることもなく放置されている。

別途積立金は当社の剰余金処分に一定の制限を課すものであって、充実した株主還元により株主価値を向上させることへの障壁となり得る。現に、本議案が否決されて別途積立金の全額が繰越利益剰余金に振り替えられることなく、かつ、次号議案が可決された場合、本議案が可決された場合と比べて1株当たりの配当金額が168円減少すると試算される。

そこで、別途積立金については全額を取り崩し、株主への配当原資として株主価値向上のために用いるべきである。

### 2. 剰余金の処分の件(特別配当)

本議案は、期末の剰余金の配当総額を分配可能額の上限まで増加させることを目的とする。当社は、少数株主の2/3以上が選任に反対しているにもかかわらず、代表取締役社長を含む業務執行取締役4名中3名を日産出身者が占める状況が継続している。また、当社は売上の95%超を日産に依存しているが、2009年3月期以降、ROEが8%を超えたのは1期のみ、直近5期では1~2%台と、取引条件の妥当性が疑われるほか、2018年4月2

7日以降、株価は解散価値を下回る状況が継続している。

そもそも当社は、日産の一工場に過ぎず、本来は非公開化されるべきである。仮に上場を維持するならば、日産による信用補完とCMSを活用し、一切の内部留保を行わずに最大限の配当を行うべきである。

なお、当社はCMSを通じた現金の調達が容易であり、かつ、当社の事業と信用は完全に日産に依存しているため、本議案は当社の事業活動に何ら悪影響を与えない。